

被保護者健康管理支援事業の取組事例④ 岡山県井原市

人口：約3.6万人
被保護者数：112人（96世帯）
市内福祉事務所：1か所

※いずれも令和6年度時点

「医療専門職が不在」の体制を前提に、福祉事務所では、既存の健診で健康状態を把握し、健診結果の読み取りや手立て検討は「医療機関に繋いで対応」する方針で取組を実施。

健診実施部局とは、担当者間で必要な情報をやりとり。医療機関も協力的で、円滑に照会・情報共有ができる関係性を構築。

実施体制

■ 所管と実施体制

- ・ 人員：係長1名、ケースワーカー2名、相談支援員1名
- ・ 職員のうち1名は社会福祉士の資格を保有
- ・ 医療専門職の在籍が無く、医療的な視点での課題発見やアプローチが後手に回りやすいことは前提として業務を実施
 - * 医療面の対応は既存の個別ケースにおけるケースワークと、必要に応じて保健事業につなぐことを中心に実施

他部局・他分野連携

■ 高齢・介護

- ・ 同じ保健福祉部局内の介護保険課、市が直営する地域包括支援センター等と、担当者レベルで日常的に情報交換
- ・ ケースワークの中で高齢者支援に関する懸念が生じた際、部署の垣根を越えて気軽に相談できる関係性が構築
- ・ 必要に応じて相互に同行訪問も実施

■ 保健部局（健康医療課）

- ・ 物理的距離（フロアが別）により、組織的・定例的な連携は無し
- ・ 担当者間で必要な情報を相互にやり取り

■ 医療機関

- ・ 被保護者の健康状態等で気になる点がある場合、生活福祉係から直接クリニック等へ照会
- ・ 医療機関は概ね協力的で、日常的に照会・確認を実施

A：健康状態の把握

■ 健診受診勧奨

- ・ 福祉事務所に保健医療専門職がないため、福祉事務所としての医療的アプローチは困難。健康医療課が実施している既存の保健事業を被保護者が利用する形で、健康状態の把握に繋げる方針。
- ・ 健康状態把握の入口として、「健診受診勧奨」を中核的な取組に位置付け。生活福祉係がレセプトを確認し、長期間にわたり医療機関の受診がない等、健康状態が見えにくい被保護者を「健診受診勧奨」の対象者としてリストアップ。
- ・ 対象者全員に、健診受診勧奨の通知を送付するとともに、ケースワーカーが年3～4回の定期訪問時に、本人に直接勧奨。通知と直接の声かけにより、少人数でも勧奨が漏れないよう工夫。

■ 健診結果を踏まえた対応

- ・ 健診データについて、福祉事務所から健康医療課に対して照会して取得。担当者間で日常的なやり取りがあるため、情報連携はスムーズ。
- ・ 福祉事務所に医療専門職がないため、福祉事務所における健診結果の読み取りや手立て検討は困難。医療機関への照会や、嘱託医に助言を求めることで対応。医療機関は協力的で、円滑に連携。

B：状態に応じた個別的支援

■ ケースワークの一環としての健康管理支援

- ・ 限られた体制を踏まえ、保健指導・生活支援に特化した取組は実施していないが、ケースワーカーにおいて、家庭訪問時の状況を踏まえ、食事や服薬について最低限の助言を実施